

第2回定例会会議録

令和6年 6月11日（火）

開議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、隨時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

――日程第1 一般質問――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、一般通告質問を続行します。

順次発言を許可します。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後2名の計4名とします。

頁	通告番号	氏名	件名
130	6	赤田憲子	ブロック塀の現状と対策について
			空家対策及び木造住宅耐震改修補助事業について
148	7	山浦久人	通学路の改善について
			雪窓公園の整備について
			独居老人の現状について
157	8	池田るみ	AEDの普及と活用について
			マイナンバーカードの利用促進について
175	9	内堀喜代志	町消防団の人員と活動について
			農業の目指すべき在り方について

通告 6 番、赤田憲子議員の質問を許可します。

赤田憲子議員。

(6 番 赤田憲子君 登壇)

○ 6 番 (赤田憲子君) 通告番号 6 番、議席番号 6 番、赤田憲子です。

3 月定例会の一般質問に引き続き、地震と災害時の安全対策という観点から、今回は、町内の老朽化したブロック塀の現状と対策について伺います。

地震によるブロック塀の倒壊の被害が多かったのは、1978年6月12日に起った宮城県沖地震でした。この地震によりブロック塀の倒壊などによって、宮城県で子どもを含む27人、福島県で1人の、あわせて28人が亡くなりました。ブロック塀をめぐっては、2018年の大阪北部地震でも児童が死亡し、対策が求められております。

宮城県沖地震から46年たちましたが、NHKのウェブニュースによると、昨年の時点で宮城県内の通学路などでは、依然、倒壊の恐れが高く、撤去が必要とされるブロック塀が残っており、対策が課題とされているということです。仙台市によると、仙台市内全域の小学校の通学路などにある、およそ4万3,600か所のブロック塀のうち、2022年の時点で234か所が倒壊の恐れが高く、撤去が必要だと判断されているということです。

宮城県によると、仙台市外市内以外では、51か所のブロック塀の撤去が必要だと判断され、依然、対策が課題となっており、倒壊の恐れがあるブロック塀にステッカーを掲示して、危険性を周知するよう所有者に要請しているほか、撤去費用の一部を助成する制度を設けているということです。

ブロック塀の倒壊による災害犠牲を受け、日本国内のほとんどの自治体がホームページ上で安全点検を呼びかけており、御代田町でも呼びかけております。また、町民の方から私のほうへも、町内の倒壊の恐れがある危険なブロック塀の情報が寄せられており、私としても、町内のブロック塀の現状は、仙台市内同様に早急な対応が必要ではないかと感じております。いつ起こるか分からない地震災害に対し、他の多くの市町村でも犠牲を出さない対策としてブロック塀の対策を行っておりますが、御代田町でもその対策は必要不可欠であると考えております。

そこでまず最初に、町内通学路における耐震性に問題のあるブロック塀の現状についてお伺いいたします。その数はどのくらい把握されているのでしょうか。また、

現状どのような対策が行われているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） おはようございます。

お答えいたします。

平成30年第3回御代田町議会定例会において、ブロック塀の総点検と撤去に補助金をといった内容の一般質問をいただいております。教育委員会の対応について、その際答弁しておりますので、その内容についてまず要点を申し上げます。

大阪北部地震に伴う死亡事故を受け、翌日に小中学校の敷地内の点検を行い、敷地内にブロック塀がないことを確認。保護者へ文書でお知らせし、あわせて通学路における危険箇所の情報提供を依頼しました。その後、保護者や住民の方から通学路沿いのブロック塀などが傾いていて心配という連絡が5件あり、教育委員会では所有者のお宅を訪問し、ブロック塀の状況を説明しながら、今後の対応についてお願いをしました。このうち1件については早々にご協力いただき、ブロック塀を撤去していただきました。

情報提供があった中にはブロック塀の傾きもなく、建築基準法施行令の基準を満たしているものもありましたが、学校を通じて児童・生徒へ気をつけて登下校をするよう注意喚起を行いました。そのほかにも、県道に面した急傾斜地のコンクリート吹付工作物にも亀裂が入っているという情報が寄せられましたので、建設水道課を通して建設事務所へ修繕の要望書を提出しましたという答弁内容でございます。それも含めまして、現時点までで教育委員会が把握している、また寄せられたブロック塀等の情報は、合計9件でございます。保護者や区長、また議員の皆様や教頭先生などから情報提供をいただいている。これらの対応ですが、現地の確認、所有者への依頼、関係機関への連絡、要望、さらには学校から児童・生徒への注意喚起など、状況に応じた対応を行ってきております。

また、教育委員会ではブロック塀に限らず、通学路の交通安全の確保に向けた推進体制を整備することを目的に、御代田町通学路交通安全プログラムを作成しています。このプログラムを基に、国土交通省、佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校、教育委員会などの関係機関が連携を図り、定期的に通学路における危険箇所の合同点検を実施しております。合同点検での結果を踏まえ、緊急性の高い箇所につ

いては早急に対策を講じ、緊急性が低い箇所については段階を踏み、建設係で計画している道路改良等にあわせて対策を講じるなど、通学路の改善・充実を図っております。対策後は、事故の件数の推移や、保護者あるいはPTAからの問合せ、また安全性が向上したかなど聞き取り調査を行い、検証もしているところでございます。

このように対策と検証を行い、通学路の安全対策に生かし、より安全で安心な通学路を構築してきていますが、やはり危険な箇所を全て把握することは非常に難しい状況です。学校が通学路に指定しているのはあくまでも幹線道路であり、幹線道路に到達するまでの道路、いわゆる生活道路においては、各学校の支部ごとに決めております。したがって、教育委員会としても、ブロック塀を含む危険箇所全てには目が届かない状況でございます。

こういったことをご理解いただき、ぜひ町民の皆様、また議員の皆様など、様々な方から、各支部のPTAや学校、また教育委員会や、町建設水道課などにご意見等を寄せていただければ幸いでございます。今後も引き続き、災害時における危険性という視点も持ちつつ、ブロック塀を含めた通学路の危険箇所点検を実施し、児童・生徒のより一層の安全確保と事故の未然防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 答弁を伺いまして、教育委員会のほうでも今までにやってきた対策、また把握できたものに関しては、いろいろな対策を講じていただいているということが分かりました。と言いましても、通学路というのは、一応幹線道路というふうになっておりますが、それ以外の生活道路のほうが、逆に多く危険のある箇所も多いかと思います。そこを把握するには、先ほど教育次長のほうから答弁もありましたけれど、やっぱり地域住民の方々からの情報提供ですとか、保護者の方からの情報提供はとても大事になってくると思います。どうかそのような形で御代田町の子どもが安全に通学できるよう、町民の方々、保護者の方々からもたくさん情報をお寄せいただき、危険なブロック塀の箇所を把握して、それに対する対策を講じていただけたらと思います。

次に、避難路の現状について伺います。2019年1月1日より、都道府県または市町村が、耐震改修促進計画に記載する避難路の沿道にある、一定規模以上の耐

震不適合のブロック塀などは、耐震判断が義務づけられることになりました。これにより、無施策になっていたブロック塀に新たな動きが始まりました。ブロック塀の点検チェックポイントは、国土交通省からも提示されております。それによると、塀の高さは地盤から2.2m以下であるか、塀の厚さは10cm以上あるか、高さが2mを超える塀の場合は15cm以上あるか、塀の高さが1.2mを超えている場合は控え壁があるのか、コンクリート基礎があるか、傾き、ひび割れなどはないかなどの外観チェックや、不適合があれば専門家に相談すること、また専門家による塀に鉄筋は入っているかなどの点検チェックポイントも紹介されております。

今現在、地震時に被害を及ぼしたり、避難経路を塞ぐことになるかもしれないブロック塀は耐震判断が義務づけられたということですが、御代田町においては、緊急輸送路及び避難路沿いのブロック塀の耐震診断は、どのようにになっているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

町が指定している緊急輸送路はございません。長野県では、震災対策緊急輸送路線として国道18号、軽井沢町の群馬県境から信濃町、新潟との県境までですが、そこの18号線と、県道佐久・軽井沢線、こちら佐久市相生町交差点から御代田町の国道18号交差点までが指定されております。国道18号においては、歩道に接する箇所で馬瀬口地区、それから三ツ谷地区にブロック塀がございます。ただし、これは目視で確認しております、現時点では設置基準に適合しているかどうか、判断できません。また、県道佐久・軽井沢線では、道路及び歩道に面した箇所にブロック塀は見当たりませんでした。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 町が指定している緊急輸送路はないということで、長野県が指定している町内の国道18号及び県道佐久・軽井沢線での耐震化の現状は目視ということで、まだ実際に内容がしっかりと把握できていない、そういうブロック塀が存在しているということが分かりました。

次の質問に入らせていただきます。地震災害時に子どもたちの命を守るため、通

学路及び災害時に避難経路を塞ぐ可能性のあるブロック塀は、国の法改正や耐震診断の義務化などが行われております。今現在の御代田町における通学路及び県が指定する地震対策緊急輸送路の現状をお聞きいたしましたが、現実に地震災害が起ると、倒壊の恐れのあるブロック塀は、それ以外の道路でも多く犠牲者を出すことが考えられます。実際に御代田町においても、その他生活道路にも多くの危険なブロック塀が見受けられております。町としては、その他の生活路における危険なブロック塀はどのくらい把握できているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

平成30年第3回御代田町議会定例会において、ブロック塀の総点検と撤去に補助金をといった内容の一般質問をいただき、建設水道課の対応について答弁しておりますので、その内容について要点を申し上げます。

町内の主な幹線道路、塩野・御代田停車場線であったり、雪窓・向原線などの設置状況を当時確認し、ブロック塀やコンクリート塀など307か所ございました。そのうち、歩道に面しているものは47か所ありました。あくまでも目視なので、設置基準に適合しているか判断することは困難です。個人所有のブロック塀の安全確保は、所有者が対応いただくことが大原則であり、所有者による対応を促進するため、国土交通省から安全点検のチェックポイントが示されたほか、平成30年7月10日に各区に回覧板を配布、8月27日発行の広報やまゆりで周知をしたところでございます。

補助金の創設については、当時ですが、佐久管内で補助制度を設けている市町村はなく、国土交通省でも基準不適合の疑いがある場合は、専門家へ相談を促しているほか、建築団体へ協力を要請している状況で、自治体に対しては、所有者へ周知、呼びかけへの協力を求めています。国においても、ブロック塀撤去補助事業を検討している段階です、という答弁をさせていただいております。

今回ご質問いただき、町内の幹線道路及びその他のいわゆる生活道路のブロック塀等の状況を目視して確認したところ、各地区にブロック塀、コンクリート塀が散在しており、中には控え壁により補強しているものも見られましたが、ひび割れや傾きなど、対応が必要なものもございました。目視のため、設置基準に適合してい

るか判断することはできませんが、明らかに危険であると判断したものは、所有者に対して通知等で安全の確保を促してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 平成30年、今から6年前の定例会の一般質問を受け、その当時、その時点での町がどのような対応を行っていたのか、まだ国でも補助金制度などがあまり充実していなかったという現状も分かりました。また、今回の私の質問に対し、町内の幹線道路やその他生活道路のブロック塀を再度確認していただき、町内において対策が必要なブロック塀が存在するということが理解できました。

町内の通学路、幹線道路や生活道路の現状を伺いましたが、次に現在のその対策について伺っていきたいと思います。国土交通省は、2018年6月に発生した大阪府北部地震の被害を踏まえ、ブロック塀に対して安全性のチェックを促すとともに、除却や改修について普及啓蒙を実施したり、耐震改修促進法の枠組みを活用し、建物と同じように耐震判断、改修の促進を行い、現行基準に適合しない塀の除却、改修については防災安全交付金など、基幹事業として支援も行っております。また、パトロールや報告により違反を発見した場合には、地方公共団体において厳正に対処するよう促しております。

このような対策を取ってきたことで、今では全国の各自治体で、ブロック塀などの安全対策に対する補助制度の整備が進んできています。2022年4月1日の時点では、全国の市区町村のうち約50%の自治体が補助金の制度を設置、特に宮城県、福井県、静岡県、愛媛県、福岡県では県内の100%の自治体が補助制度を整備しており、安全対策を行いやすくしております。では、御代田町としてはどのような安全対策を実施しているのでしょうか。

危険な状態になってしまったブロック塀は撤去、または建替えなどの対策が必要であると考えている方は多いと思います。個人のブロック塀は個人の方のやっぱり責任でやっていただきたいというのが筋だとは思いますし、それに対して町民の方たちも必要だなと考えている方は多いと思います。それでも町民の方々にも、それぞれの思いや事情もあると思います。費用もかかることですから、地震災害時のためにといつても、すぐに対応に動くことは難しいと思います。

そこでそれぞれの事情によった相談窓口を設けるということも、安全対策事業の

一つではないかと考えます。例えば、今現在、時代の移り変わりもあり、昔は家が周りからあまり見えないように、高めの塀を建てていた方も多くいらっしゃいましたが、最近では防犯という観点から見ると、人目につきにくいところのほうが空き巣被害も多いようです。空き巣とは、侵入窃盗犯罪の一つですが、昼間、住民がいるときに入る居空きですとか、寝ている間に忍び込む忍び込みというのも侵入窃盗犯罪の中に含まれます。

この中で一番件数が多い犯罪が、空き巣です。空き巣犯罪は防犯カメラの設置などもあり、減少傾向にありますが、まだ多くの被害が報告されております。大阪ガスセキュリティサービスによると、2019年における侵入窃盗犯罪は全国で5万7,808件も発生しており、そのうちの58.6%の3万3,924件が住宅で発生しているという現状です。侵入窃盗犯罪の半数以上が、一般住宅で行われております。

さらにその中の57.6%が空き巣による窃盗です。住宅の種類の中では、1戸建て住宅が被害に遭う件数が最も多くなっております。空き巣に狙われやすい家の特徴として、高い塀や植木に囲まれていて、道路から家が見えにくいというものがあります。空き巣が人目につかない場所で、焦ることなく鍵を開錠したり、窓の破壊などができるてしまうことが理由です。つまり、空き巣被害に遭わないと防犯という視点から見ると、危険な状態のものであるなら建替えではなく、撤去し、新たに撤去してしまうということも選択肢の一つなのではないでしょうか。

撤去し、新たに塀を建てるとなるとそれなりに費用はかかりますが、撤去費用だけを調べてみたところ、ブロック塀の解体費用の相場は10万円から25万円くらいだそうです。 1 m^2 当たり5,000円から1万円なので、敷地面接が30坪なら10万円から20万円、50坪なら12万円から25万円が解体費用の目安というところです。町としてホームページでブロック塀の安全点検のお願いを促すだけではなく、相談窓口を設け、防犯面や災害対策として相談を行い、それぞれの住民の方にとって利点のあるアドバイスを行うことも、一つの安全対策事業の方法ではないかと考えます。

その上で、多くの方が撤去及び建替えに対し前向きに検討しやすくなるよう、補助金制度を設けることも重要であると考えます。補助金があることにより、アドバイスをする上でもより住民の方に寄り添った相談が可能になると考えます。また防

犯面及び災害時の被害を減らす対策としての効果も図りやすくと考えますが、町としてはどう考えているのでしょうか。現行行っている町の対策及び今後の方向性について、お伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

ブロック塀の安全確保に関する事業は、国の社会資本整備総合交付金事業、こちら住宅・建築物安全ストック形成事業がございます。制度の内容は、町の耐震改修促進計画、現在こちらの計画は木造住宅の耐震診断と耐震改修を策定しておりますが、この計画に避難路として位置づけた通学路等に面したブロック塀等の耐震診断、除却、改修等が補助事業の対象となります。補助額は、耐震診断と除却、建替え、改修事業をセットとした総事業費と、ブロック塀の総延長を1m当たり8万円で換算した事業費を上限として比較し、低いほうの事業費が補助対象事業費ということになります。補助率については3分の1、または地方公共団体が補助する額の2分の1の低いほうの額とされております。

近隣では、小諸市が令和5年度までの期限つきでございましたが、除却に要する費用の2分の1、上限5万円を単独費で補助しており、毎年5件程度の実績があったようでございます。立科町も、単独費で除却に対する費用の2分の1、上限5万円を補助しております。立科町では、令和3年度から令和5年度の3年間で3件の申請があるようですが、所有者からは、鉄筋が入っているブロック塀かどうか確認したい要望が多く、金属探知機を無料で貸し出しているということでございました。佐久市は、国の補助事業と連携して、除却及び改修費用の2分の1、上限10万円、こちら毎年10件程度の申請があるということでございました。

当町では、町内のブロック塀の実態が、現状把握できておりません。今後、町内のブロック塀等の状況を把握し、所有者の除却等の計画や、町の制度に対する要望・意向調査を実施した上で、制度設計について検討してまいります。なお、ご自宅のブロック塀等の安全確保は、所有者の責務でございます。町ホームページで定期的な安全点検のチェックポイントや点検表をご案内しておりますので、活用していただきますようお願いいたします。また、町でも改めて広報等で周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 御代田町ではまず、実態把握が必要ということですが、それはそのとおりだと思います。そうは言いましても、地震災害が日本中あちこちで、また世界中あちこちで発生している現状を考えると、早急な対応は必要不可欠であると考えます。全国的に見ても、半数以上の市町村が補助金などの対応により、災害時の危険を回避すべきと動いている現状もあります。

私が調べたところ、令和3年4月1日時点で、長野県内の市町村でブロック塀の改修などの補助金制度があるのは42、ないのが34、検討中が1でした。御代田町はこの34の中に入っているかと思うんですが、今の答弁にもありましたけれども、近隣市町村、小諸だとか佐久市さんなどでも、単独または国と連携した補助金制度を設けて、危険なブロック塀の対策を行っている現状があります。

災害時においてブロック塀の倒壊により、緊急車両が遅れることになると、それは人命に関わる大きな問題となります。御代田町としては、実態調査をした上で、この個別相談なども行っていく必要があると考えますが、その際、所有者が除却や建替えに前向きに対応しやすくなるよう、補助金制度を早急に検討する必要があると考えますが、小園町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

若干、個人的な話をさせていただければと思うのですが、平成7年1月17日午前5時46分に発生しました阪神淡路大震災、私は被災したところでありまして、下宿屋さんにいたのですが、全壊したと。ただ、その全壊した建物にいたことで、実は助かったなという思いをしていました。

日頃、徒歩で7、8分で着くところが、当日はそれこそブロック塀が倒れてきていたり、一番ひどいというか、これはその場所を歩いていたら午前8時ぐらいに地震が発生していたら多分死んでいたなと思うのが、高さ3階か4階ぐらい、もう学校の敷地にさしかかったところでしたけれども、3階か4階ぐらいの、ちょっと坂が多い地域なので、学校の中も高低差があるのですけど、学校の3階から4階ぐらいの高さにあったコンクリート塀が通学路に落ちてきていたというのが、あとで分

かったわけでありまして、そこを通っていれば私は多分この世にいなかっただろうなということでありまして。

私自身、この塀の耐震化というか、もしくは危険なものの撤去というのは極めて重要であると思います。ちなみに 6 分から 7 分ぐらいで歩けるところは、1 時間半ぐらいかかるって学校にたどり着いたという経験がございます。これちょっと私の個人的な感想で恐縮なんですが、この平成 30 年の頃、この頃に確かに補正予算で国が補助金の制度を、この社資移行の補助金でつけて、簡単に言うと国 3 分の 1 、自治体 3 分の 1 、所有者が 3 分の 1 という形での負担になるということであったわけですけれども、その時期に、なぜ補助制度が御代田町でできていなかつたのかと、私はむしろ不思議に思うぐらいであります。

ただそれが、私、町政を預からせていただいてからも、引き続きその状態を続けていたということは、反省しなければならないことだというふうに思っているところであります。そのような私の状況でありますので、担当のほうでどういうふうに考えてくれるかということはありますけれども、この制度をできるだけ導入する方向で検討していくことは、極めて自然であると思っておりますので、何とか導入できるように考えてまいりたいということを、この場でお答えしておきたいと思います。

実際の時期とか内容については、いろいろ考えていきたいと思いますので、また途中途中でご意見いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6 番（赤田憲子君） 町長ご自身も大変な経験をされたということで、やはりブロック塀に対しては多分、身に染みていろいろな思いがあるかと思います。やはり今答弁いただいて、すごく前向きな答弁いただきましたので、今後いつ起こるか分からぬ災害ですので、担当の建設水道課のほうとも連携していただいて、どうか前向きに、少しでもブロック塀のほうがなくなるような形、危険なものがなくなるような形ということで、しっかりしたブロック塀はいいんですけど、やっぱり危険な状態のものはできるだけ撤去、または建替えという方向に向かうよう、これからも町のほうの取組、期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、防犯及び災害対策という視点から、町内の空き家の現状とその対

策について伺います。全国的に見ても、近隣市町村でも空き家対策は大きな問題となっております。国土交通省が令和4年10月に発表した、空き家政策の現状と課題及び検討の方向性によると、国内における空き家の総数は、この20年で576万戸から849万戸と約1.5倍に増加し、その他空き家に分類される、長期にわたって不在の住宅は182万戸から349万戸と、約1.9倍に増加しております。

都道府県別の空き家率を見ると、長野県は8.3%と、全国平均の5.6%を大きく上回っております。その他空き家の内訳を見ると、一戸建てが7割以上の240万戸で最も多く、腐朽・破損ありのものは約101万戸となっており、4分の3以上が昭和55年以前に建設された新耐震基準以前のものだということです。

空き家のもたらす問題点は、風景や景観の悪化だけではなく、倒壊や災害、火災の発生の恐れなど防災性の低下、犯罪の誘発など防犯性の低下、ゴミの不当投棄、蚊やネズミ、野良猫などの発生や集中による衛生の悪化や悪臭の発生、雑草、落ち葉の飛散など様々なことが挙げられますが、いずれも町民の生活を危険にさらす可能性が高く、対策が必要であるということは言うまでもありません。このように、全国的に見ても問題を抱えている空き家が増えている現状があると言えますが、御代田町の空き家の現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

平成27年度に町の空き家施策を検討するため、空き家実態調査を実施しております。町内の空き家であろう空き家を抽出するため、上水道の閉栓情報、こちら1年以上継続して使われていない状況にある家屋であったり、上水道の廃栓状況、メーターを撤去してしまったというような状況の家屋ですね。そのほか民間で所有している空き家情報を活用して現地調査した結果、当時398戸で、当時の町内の住宅の3.2%が空き家に認定しております。

令和2年度には、職員による空き家実態調査のフォローアップ調査を実施しております。除却・改修及び居住により、126戸の空き家の解消が確認できております。残り272戸の空き家については、平成27年度の調査時の状態と変化がありませんでした。また、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく、指導が必要

な空き家が当時 2 件ありましたが、令和 2 年度に所有者へ指導・助言、親族等へ相談した結果、所有者自らが解体し、解決しております。

令和 2 年度末時点ではございますが、272 件の空き家を認定しており、指導が必要な空き家は存在しておりません。また、空き家バンクは、平成 27 年 5 月に運用を開始して以来、63 件の登録があり、42 件の成約がございました。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 平成 27 年、今から 9 年前の調査結果では、398 戸の空き家が確認され、令和 2 年度のフォローアップ調査では、そのうち 126 戸が解消され、その時点で 272 戸の空き家が把握されていた。また、9 年前の調査では、2 戸あった空き家法に指定される特定空き家は、解体されているとの答弁をいただきました。

この特定空き家について追加質問です。特定空き家ですが、これは政府が空き家の全国的な増加が懸念される中、空き家の除却、適正管理を促進し、市区町村による空き家対策を支援する観点から、空き家等を対策する特別措置法、いわゆる空き家法を 2015 年に施行させ、その法律により、そのまま放置すれば倒壊の危険がある状態、または著しく衛生上有害となる恐れがある状態、また、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境において、不適切である状態と認められた空き家を特定空き家として定義しています。

この特定空き家に指定されると、固定資産税最大 6 倍の課税対象になること、また、特定空き家に対し、助言、勧告、命令、罰金、行政代執行などを行うことができるようになりました。この空き家法は昨年 12 月に改正され、特定空き家に加え、すぐに倒壊の恐れはなくとも、適切に管理されていない空き家も管理不全空き家として指定することが可能になり、特定空き家と同様の指導・勧告対象になりましたが、御代田町では、令和 2 年の時点では、当時の特定空き家法を空き家に指定されるものはないという答弁でしたが、昨年 12 月の改正による管理不全空き家はあるのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

令和5年12月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正がございました。具体的には、これまで空き家の所有者は、空き家の適正な管理に努めなければならぬとされておりましたが、国・自治体の施策に協力するよう努めなければならない規定が追加され、所有者の責務が強化されております。また、そのまま放置すれば周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家で、放置することが不適切な状態の空き家である、いわゆる特定空き家である場合に、町が指導や勧告をするとができるとされておりましたが、放置すれば特定空き家になる恐れのある空き家に対し、町が指導・勧告できるようになり、特定空き家化を未然に防止する管理策として、町の指導・勧告が強化されたところでございます。そのほか、空き家の活用拡大、特定空き家の除却に関して一部改正されております。

町は、令和2年度に職員による平成27年度以降の空き家の状態を確認する調査を実施しておりますが、当時は地域おこし協力隊の職員と都市計画係の職員が協力して実施できておりましたが、令和3年度以降は人的な余裕等がなく、フォローアップ調査を実施しておりません。新たな空き家の把握や、経年による空き家の状況を把握する必要があるということは認識しておりますが、現時点では調査の実施が課題となっているところでございます。

ただし、これまでも通常業務において、空き家の瓦が道路や歩道に落ちそうになっているものであったり、空き家の危険な高木などを確認した際には、所有者に連絡して撤去等の措置を実施していただいているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 現状では人的余裕がなく、フォローアップ調査ができていないということですが、また、今回も地域おこし協力隊などの活用も町としては検討しているということですので、そちらのほうにも活用していただき、空き家法改正後の調査も、できるだけ早い時期に行っていただきたいと思います。

御代田町の空き家の現状を伺いましたが、政府においても空き家法などの法整備やその改正を行い、空き家問題を解消すべく動いているようですが、御代田町における空き家対策に対する取組はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

先ほどお答えしました平成27年度に実施した空き家実態調査で、398戸を空き家に認定した後、所有者に対して空き家の利用状況、空き家になった時期、修繕、または取壟し等の予定、利活用の希望などの意向調査を実施しました。その結果、空き家所有者が町に期待する支援及び空き家対策としては、取り壟しに対する支援、また空き家の有効活用事例、手法に関する情報提供、及び相談窓口の設置、またリフォームに関する支援を望む声がございました。

町では、平成27年度に御代田町空き家等対策推進委員会を設置しまして、町の空き家施策に関する制度内容を検討した後、平成28年度に御代田町空き家改修等補助金交付要綱を制定し、平成29年4月に施行しております。町内の空き家の解消及び有効活用の促進、定住人口の増加等、地域の活性化を図ることを目的としております。制定当時は、令和5年3月31日までの期限つきの補助事業で、空き家の改修及び付随する家財の整理に要する費用の2分の1、補助額が上限20万円としておりましたが、空き家の需要拡大を見込み、令和4年度に補助金交付の対象となる事業を見直しました。

空き家改修事業は補助対象経費の2分の1、上限50万円、こちらは当初から比べて30万円の増額としました。また、空き家整理事業を空き家改修事業と別メニューとして補助対象経費の2分の1、上限20万円としたほか、空き家解体事業を追加して補助対象経費の2分の1、上限50万円といたしました。また、補助事業の期限を令和9年3月31日まで延長しております。

制度の概要ですが、空き家の定義として補助金の交付申請をした日において、1年以上居住されていないこととしております。補助対象者は、御代田町に住民登録している方、または住民登録をする意思のある方で、自らが5年以上空き家に居住する方としております。空き家改修事業は、台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修工事、また下水道への接続工事が対象となっております。

空き家整備事業は、家財道具の搬出、処分、屋内・屋外の清掃等に要する費用が対象でございます。空き家解体事業については、空き家の解体及び撤去処分、その後の土地の整地及び清掃等が対象となっております。平成29年度から令和5年度まで、本補助事業により改修事業を実施した空き家は15件、整備事業を実施した空き家は16件、解体事業を実施した空き家は12件で、申請者は40名となって

おります。いずれの事業も交付申請をしていただき、町が交付決定をした後に着手していただることになりますので、まずは建設水道課にお問合せいただきますようお願ひいたします。

また、空き家・空き土地の賃貸・売却・利活用の相談窓口として、空き家バンクを設置しております。空き家バンクへの登録方法ですが、原則、空き家の所有者から空き家バンク登録申込書を提出していただき、町と協定を締結している不動産業者を選んでいただきます。次に、申込者から家の鍵を預かり、不動産会社と空き家の調査を行い、空き家の写真と間取り図を御代田町空き家バンクサイトへ掲載します。あわせて、全国版の空き家バンクでありますアットホームやライフルホームといったサイトへの登録や、長野県空き家バンクサイト、楽園信州のほうにも掲載をしております。

空き家を活用したい希望者から問合せがあった場合には、仲介する不動産業者を選んでいただきまして、そこで不動産業者が実務を取っていただきます。ここで登録した空き家の活用が成立しましたら、申請者に対しましては、町の空き家バンクで登録の補助事業がございますが、この補助事業も申請していただきますと、仲介手数料、上限 5 万円補助するということになっておりますので、こちらの活用もしていただければと思います。また、空き家の補助事業につきましても、5月25日の広報やまゆりにも制度内容について紹介させていただいておりますので、またこちらのほうもご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 今の答弁を伺いまして、御代田町では空き家の改修とか家財の整理、解体などに対し、町単独の補助金が充実しているように感じました。まとめますと、現在、空き家改修については2分の1、上限50万円、家財などの整理費用は2分の1、上限20万円、また、解体することを選んだ場合も2分の1、上限50万円の補助金が支給されるということです。そしてこれは、特定空き家でなくとも補助金制度が利用できるということもあり、空き家の所有者にとっては利用しやすい補助制度であると感じました。

また御代田町では空き家バンクも行っているとのことです、空き家バンクについては、私が調べたところでも国土交通省が全国版空き家・空き地バンクを行って

おりまして、その中で 1,500、すいません、1,052 自治体が参加。現在、656 の自治体が掲載中であり、令和 6 年 4 月末の時点で約 1 万 7,100 件の物件が成約済みとなっているようです。御代田町も参加しているということですので、空き家バンクを利用することは、空き家の問題解決にとても役立つと考えます。

運営の主体が地方自治体の空き家バンクは、空き家という社会問題を解決するために活用するものなので、目的は営利ではありません。答弁の中にもいただきましたが、町と協定を締結している不動産会社を利用するにより、契約が成立した場合の不動産仲介手数料に対する補助金もあるということですので、それが活用できるということですから、町内における空き家のオーナーの方たちも、空き家の再利用や空き家バンクの利用をぜひ検討していただき、少しでも空き家問題が改善されることを希望いたします。また町としても、このような取組を多くの方に知っていただくと同時に、登録件数アップだけを目的とせず、双方のマッチングが満足のいくものになるよう、支援体制をしっかりと整えていただくことを希望し、次の質問に入らせていただきます。

最後に、木造住宅耐震改修補助事業の詳細と、それに伴う町の取組について、伺います。本年 3 月の定例会の一般質問において、住宅の耐震化率を引き上げる取組について質問した際、長野県が住宅耐震化緊急加速促進事業補助金交付要綱を策定し、その内容説明が 3 月 15 日に行われ、内容によって町の対応を検討し、長野県及び関係部署と協議をしていくという答弁をいただきました。この補助交付金の内容は、本年 4 月 1 日から県の単費により 50 万円を限度に補填することで、耐震改修に関する補助金額を 1 個当たり上限 100 万円からこの 50 万円をかさ上げすることにより、150 万円に引き上げられ、耐震改修の促進をするという内容でしたが、今現在、木造住宅耐震改修事業に伴う町の取組はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

令和 6 年第 1 回議会定例会の一般質問において、赤田議員から、町内の住宅の耐震化の現状及び耐震化率を引き上げるための取組についてご質問を頂き、答弁の中で、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱について触れ、3 月 15 日に担

当者説明会が開催される旨をお答えいたしましたので、県の加速化補助金交付事業についても、あわせてお答えをいたします。

町の取組については、本年第1回議会定例会の答弁と重複しますが、町は平成19年3月に、御代田町木造住宅耐震診断事業実施要綱を制定し、同年4月1日から施行しております。昭和56年5月31日以前に建築された建築物の所有者が、住宅の耐震診断を実施するに当たり、町長が長野県木造住宅耐震診断士を派遣し、地震に対する建築物の安全性について診断するとともに、耐震改修が必要になった場合の方法及び概算費用を建築物の所有者に報告しております。診断費用は、国が2分の1、県・町が4分の1ずつ負担し、申請者の負担はありません。要綱の施行から現在までに97件の耐震診断の申込がございました。

また、御代田町木造住宅耐震改修事業補助金交付等に関する要綱も、耐震診断事業実施要綱と並行して策定いたしました。耐震診断の結果を受けて、耐震改修工事を実施し、工事後の耐震評価が一定のレベル以上になることを条件に、改修費等に要する費用の一部を補助しております。制度施行以降は、申請状況や国及び県の動向から補助率、補助額、補助メニューの改正を行っており、現在は改修工事の補助率が5分の4、上限100万円、こちらも国2分の1、県・町が4分の1の負担であります。また、除却工事の補助率は2分の1、上限83万8,000円、こちらも国2分の1、県・町が4分の1の負担となっております。

また、改修した室内の美観形成のためのリフォーム工事に要する費用に対し、補助率2分の1、上限30万円、こちらは町の単独費となりますが、こちらを補助しております。要綱の施行から現在までに、現地建替えが3件、改修工事1件、除却1件、合計5件の申し込みがありました。耐震改修は、瓦屋根を軽量化するなどの工事だけでは一定の基準を満たさないため、壁に筋交いを入れるとか、耐震金具による柱等の補強工事が必要になり、工事費が多額なるため、診断は実施するが、改修までに至っていないケースが多くあります。

次に、長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱でございますが、令和6年4月1日から施行されております。住宅の耐震改修に要する費用の所有者負担を軽減することで、耐震化を加速することを目的としております。具体的には、御代田町木造住宅耐震改修事業補助金の交付決定を受けた方が、耐震改修事業を実施し、耐震改修後の総合評点が1.0以上となるものが対象となります。補助額について

は、町の耐震改修補助金に最大で50万円上乗せとなります。町の補助金の上限が100万円でございますので、最大で150万円の補助となります。

申請方法は、町から補助金交付決定通知を受けた後、耐震改修工事に着手していただき、工事完了までに町の補助金交付決定通知の写しを添付して、長野県に交付申請していただきます。県で交付申請に対する審査及び補助金の交付決定を行い、工事完了後は、町の検査を受け、検了となりましたら、町から補助金の額の確定通知が交付されますので、県の実績報告書に確定通知の写しを添付していただき、県で審査及び補助金の額の確定をして、補助金が支払われる仕組みとなっております。町は申請者と県とのパイプ役になりますので、補助事業に対する相談や書類等の提出方法など、ご相談いただきたいと思います。なお、工事内容について、県から問合せがありましたら、申請者と県でやり取りをしていただくということになります。

町が実施しています空き家改修補助事業、木造住宅耐震改修補助事業、また断熱性能向上リフォーム補助事業は、併用して活用することが可能でございます。町ホームページ及び5月25日発行の広報やまゆり6月号に補助内容をご案内しておりますので、またご覧いただきたいと思います。また、当該事業の活用を検討している場合は、工事に着手する前に、建設水道課にご相談いただきますようお願ひいたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 答弁のほう伺いまして、今現在、木造住宅においても、耐震診断費用は申込者の負担はなし。その他耐震改修が必要になった場合も、工事費の5分の4、上限100万円の補助、県の補助金50万円と合わせると最大150万円の補助が受けられ、住宅を取り壊すことを選んだ場合も2分の1、最大約84万円ほどの補助金が受けられることが分かりました。

また、改修工事の際は、室内リフォーム工事などに対しても2分の1、最大30万円、これが町単独の補助金として出されておりまして、これもあわせて受けられ、冬の寒さを緩和するための断熱性能向上リフォーム補助金も使うことができるということが理解できました。町民の皆様には、このような町の取組をぜひ活用していただき、その際には手続きその他いろいろ順番とか難しいこともあると思いますので、工事を着手する前に建設水道課のほうにぜひ相談に行っていただきたいと思います。

ます。皆さんのが暮らす住宅がより快適で安全なものとなるよう、今後も町の取組の継続、また補助事業の改良を行っていただくことを希望いたします。

今回、3月定例会に引き続き、2回にわたり、防災・災害対策・防犯という面から一般質問をさせていただきました。今現在の世界の動向、自然災害の現状を見ると、町として町民の安全と暮らしを守るために考えられる対応を進めていくことは、大変重要であると考えております。今後も町民にとって安心で安全な魅力ある御代田町の実現に、積極的に取り組んでいただくことを強く希望し、私の一般質問の全てを終了いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告6番、赤田憲子議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時58分）

（休 憩）

（午前11時10分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告7番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（8番 山浦久人君 登壇）

○8番（山浦久人君） 通告番号7番、議席番号8番、山浦久人です。

3点ほどお伺いします。1点目、通学路の改善について、2点目、雪窓公園の整備について、3点目、独居老人の現状についての3点です。

まず最初、通学路の改善についてお伺いします。

向原のカーリング場の道が通学路になっていますが、子どもたちの登校時間と軽井沢町の通勤時間と重なり、非常に危険な状態になっています。改善策として次の4点ほどお伺いします。1番として、通学時の警察への交通指導などの依頼をしているでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

今回ご質問を頂きました、通学路となっています向原のカーリング場横を通過しております町道につきましては、これまで教育委員会で実施をしています通学路交

通安全プログラムにおける、通学路合同点検や住民の皆さんから危険である旨のご意見をいただいたことがありませんでした。したがいまして、町では現状を把握していないことから、警察への交通指導等の依頼はしていないのが現状でございます。

御代田町交番では、毎朝パトカーによる通学路等のパトロールを実施しております。しかし、人手が少ない通学・通勤時間帯に警察官が街頭に立ち、交通指導に当たることは非常に難しい状況であることを、お伺いしているところでございます。警察には、パトカーでのパトロールを引き続き実施していただくことをお願いするとともに、現状を確認しまして、必要性を把握した上で、交通安全期間中など交通安全協会御代田支部の皆さんとの協力が得られるか、確認してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 2番目として、違反車の取締などの保護者からの要望が上がってますが、町は把握しているでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

交通違反車の取締りについてということでございます。先ほども答弁させていただいたとおり、保護者の皆さんからの要望が上がっていることについても、町では把握していないという状況でございます。自動車の速度違反の取締りにつきましては、町や区から要望を上げることは可能であることを確認しています。

しかし、取締りを実施するに当たり、幾つかの要件があることもお聞きしたところでございます。まず実施箇所は見通しの良い道路でなければならず、また違反車両には違反切符を切らなければならないため、安全なスペースを確保することが必要であります。またこのスペースについては、例えば消防団詰所の敷地であるとか、町が管理する施設用地など、公的な用地でなければならないとのことでございます。以上のことから考えますと、違反車の取締りを実施してもらうことは、現状では難しいものと考えているところであります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○ 8番（山浦久人君） 3番目として、グリーンベルトの設置、道路の拡幅工事などの予定はあるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

ご質問の道路、町道向原7号線ということで、しなの鉄道をまたぐ向原橋の南側交差点から町道雪窓・向原線、シチズン通りを南北に結ぶ道路で、全幅が5mから5.5mで、現在歩道はございません。朝の通勤・通学の時間帯は、児童生徒などの歩行者と車が重なりやすい状況でございます。また全線で勾配があり、追分方面から来る車にとっては下り坂が続くため、スピードが出やすい状況になっております。

ご質問のグリーンベルトですが、カラー舗装の一種で、歩道がない路側帯だけの道路に設置することで、車道と歩行空間が明確になり、自動車等の通行車両への注意喚起として有効なものとされております。町内においても、通学路を中心と要望等をいただいた箇所から、順次設置しているところでございます。こういった規制標識に変わる警戒標識と言われるものですが、この他にもドットラインであるとか、通学路注意などの路面表示といった方法も考えられますので、グリーンベルトだけではなくて、こういった改善策についても今後検討してまいりたいと思っております。なお当該道路の拡幅予定は、現状、計画はございません。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○ 8番（山浦久人君） 拡幅工事の予定はないようですが、極力広げてほしいと思います。

次に、速度制限の標識の設置などは要望しているでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

速度制限の標識は公安委員会が設置及び管理することとなっており、当該道路についてはこれまで速度を制限する規制標識の設置について、要望したことはございません。規制標識について、佐久警察署に問合せたところ、当該道路への設置は規制エリアが軽井沢町へも影響するということから、ハードルが高いとの見解をいた

だいております。

この規制標識に代わる代替策としましては、先ほどもお答えしましたとおり、道路管理者である町が設置できるグリーンベルトであったり、ドットライン、また注意喚起看板の設置や通学路注意などの路面標識などが考えられますので、道路管理者としてできる改善策について、検討してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 私も安協に所属している立場上、極力、佐久の警察にも努力していきたいと思います。

次に、雪窓公園の整備について、お伺いします。最近、公園の雑草が大分茂っていますが、何本か茂っています。何本かの枯れ木も見受けられているが、5月に中野市のバラ祭りの会場で10mのポプラの木が倒れ、女児が軽い怪我をしたそうですが、その木は内部から朽ち果てていたそうです。そのようなことが起きる前、点検が必要ではないかと思います。また、梅雨時を前に公園内の草が伸びているが、草刈りを行う予定はあるのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

雪窓公園の植栽管理等について、ご心配おかげしております。本年度は4月30日に、民間事業者と植栽等の管理業務委託契約を締結しております。芝生管理については、5月29日から1回目の芝刈りを実施しております。生育状況を見ながら、10月まで毎月実施する予定でございます。

また芝生の施肥ですが、8月までに1回、目土入れを初回の芝刈り後、1回実施します。そのほか、植栽の刈込を7月までに1回、植栽の施肥を10月に1回、また落葉清掃を11月に1回、予定しております。また時期はまだ確定はしておりませんけども、雪窓公園内の桜の枝の剪定及び古木であったり高木といったカラマツ等の伐採も、今年度実施する予定でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 私も今朝散歩をしてきましたが、かなりきれいになっておりまし

た。続けていただければ幸いです。

次に、公園内の遊具が一部破損していますが、修理の予定はあるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

雪窓公園の遊具については、令和3年度に策定した公園施設長寿命化計画、こちら令和4年度から令和13年度までの計画ですが、これに基づき、今年度、社会資本整備総合交付金事業、国庫補助2分の1を活用して、大型複合遊具の更新を実施いたします。

具体的なスケジュールですが、5月24日から町ホームページで遊具に対する意見募集を開始したほか、昨日から町LINEを活用して、意見募集を実施しているところでございます。7月下旬に意見等を反映したプロポーザルを実施し、8月に事業者を選定してまいります。事業者との仮契約について、9月議会定例会で議決をいただけましたら本契約となり、遊具の制作に着手していただきます。工事はおおむね令和7年1月以降となり、令和7年3月末の完成を予定しているところでございます。

そのほかの遊具につきましても、公園施設長寿命化計画に基づき施設の予防保全を実施し、施設の延命を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努めてまいります。また、年1回の法定点検において、遊具の健全度を判定し、修繕の必要性の判断材料としているほか、週1回の公園パトロールで危険箇所を確認し、必要に応じて修繕を実施いたします。

今後も、皆様が安全・安心に遊具を利用できるよう、適切な管理を実施してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 次に、御代田町の独居老人の現状について、お伺いいたします。

現在は人口が減少傾向にあり、長野県の総人口が2月に200万人を割り込みました。そんな中、高齢化率が上がっています。50年後の日本の人口は8,700万人となり、超高齢化社会となると予測されています。

2024年、今年ですが、100歳以上の人口が10万人を超え、2031年の

総人口の平均年齢が 50 歳を超え、2067 年には総人口 9,000 万人を下回り、100 歳以上の人口が出生率を上回るそうですが、日本の 65 歳以上の高齢者の人口は、過去最高の 3,627 万人、総人口の占める割合の 3 割に近いと言われています。男女別では、女性では 2,053 万人と、男性より多くなっています。

このような日本の状況下で、御代田町についてお伺いします。御代田町の 65 歳以上の人口は何人ぐらいになりますか。65 歳、70 歳、80 歳、90 歳、100 歳で、分かれば教えていただければ助かります。

○議長（荻原謙一君）　浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長　浅川英樹君　登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君）　お答えをいたします。

令和 6 年の 5 月 1 日現在で、御代田町の住民基本台帳に登録されました、御代田町の 60 歳以上の人口でございますが、男性が 2,097 人で、女性が 2,500 人、合計で 4,597 人となっております。年齢別ということでございますが、すみません。ちょっと細かい数字を持ちあわせておりません。

以上です。

○議長（荻原謙一君）　山浦久人議員。

○8 番（山浦久人君）　細かい数字分からないということで、仕方ありません。

次に、独り暮らしで、不安などを抱えている老人の人たちで一番気になることが、健康や病気のことが一番多くあります。町としての対策や予定は、どのような状態でしょうか。

○議長（荻原謙一君）　浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長　浅川英樹君　登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君）　お答えをいたします。

独り暮らしで不安なことというご質問だと思います。高齢化とともに、独り暮らしの高齢者は増加傾向にあります。独り暮らしをされている理由は、死別や離婚、子どもとの別居、ご自分の意思でなど、様々だと思われます。独り暮らしのメリットとしましては、自分のペースで生活できるですとか、好きなことに時間を使えるといった自由度の高さが考えられますが、そのためにはできるだけ健康で、自立した生活を送るということが必要だと思います。

しかし、健康上の問題が生じた場合には、独り暮らしであるがゆえに緊急時の対

応が遅れたり、日常的な見送りが行き届かなかったりすることも考えられます。独り暮らしの高齢者の安全や安心な暮らしを支えるためには、見守りや生活支援のサービスを利用していただくことも選択肢の一つではありますが、同時に、ご自身が日頃から体調管理や生活習慣に気をつけ、自立した生活を続けられるよう心がけることも大切だと思います。

当町では、高齢者の介護予防や健康づくりに向けた対策を効果的に実施するため、基本チェックリストや後期高齢者質問票を活用して、75歳以上の独居や高齢者のみの世帯の皆様の健康状態や日常生活の様子を伺っており、その結果に応じて、お体の状態に合わせた介護予防、生活支援サービス事業をご紹介しております。介護予防だけでなく、生活習慣病の予防についても対象としており、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施の取組の中で、健康推進係が健診の呼びかけや保健補導員の皆様にご協力をいただき、公民館や世代間交流センターで健康講座を開催し、保健指導や栄養指導を実施しております。

独り暮らしの高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、ご自身で日々の健康管理をするとともに、町の事業を積極的にご活用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 次に、独居老人の家探しについて、お伺いします。65歳以上になるとアパートの契約、家賃の値上がり、退居などの保証人問題などで、アパートを出なければならない人がいます。そんなときの相談窓口はどこになるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

町では、物件をあっせんする専門の相談窓口はありません。しかし、そのような相談も含め、地域包括支援センターや御代田町の社会福祉協議会が、生活困窮者自立支援法等に基づく相談支援業務として様々な相談に応じております。なお、町の町営桜ヶ丘団地の入居につきましては、60歳以上の単身世帯への年齢制限はございませんので、お申し込みが可能となっております。

また、県営住宅では、長野県社会福祉協議会の生活就労センターまいさぽの支援プランで、住宅の確保が必要と認められた場合には、連帯保証人が確保できない方

でも入居保証事業を活用した入居が可能となっております。しかし、高齢になると連帯保証人になってくれる方が少なくなり、民間では賃貸物件を借りにくくなると、そういう状況も想定されます。高齢者の独り暮らしは、病気や突発的な事故への対応が困難であり、貸主からするとリスクが高い対象者というように見なされてしまうかもしれません。

このようなときのために、本人に代わり生活支援や財産管理等をしてくれる人を定め、依頼する任意後見契約という制度がございます。この契約は、任意後見契約に関する法律によって、契約を結ぶときは必ず公正証書でなければなりませんが、お独り暮らしを支える大きな役割を担うという制度だと思います。このような制度があることも、住民の皆様に積極的に周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 身寄りのない独り暮らしの老人の把握はできているでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

独り暮らしの高齢者が増えるとともに、身寄りのない方への支援が課題となっております。たとえ家族や親族がいても支援が得られないというような場合には、身寄りがないとみなす場合もあるため、身寄りのない独り暮らしの高齢者を正確に把握することは困難でございます。

身寄りのない独り暮らしの高齢者を、町包括支援センターが初期段階として把握する経路としましては、本人が入院された医療機関からの問合せがほとんどで、入院以前は本人の生活状況を把握できていないケースが多く、この時点から親族照会を始めるため、家族や親族への連絡が取れるまでに多くの時間を要することが少なくありません。中には、本人の意思が確認できないというような場合もあるため、本人が元気に生活できているうちに、地域包括支援センターが少しでもご本人の状況を把握し、情報収集できていることが、いざというときに素早く身元確認や家族・親族との連絡を取るために有効な手段となります。

なお、町ではお独り暮らし高齢者の見守り施策の一つとして、おひとり暮らし台帳を作成しております。こちらは、本人や緊急時の連絡先を記入した台帳を、地域

包括支援センターに提出していただくものでございます。このような公的サービスを利用しながら、民生委員や地域の見守りなど、一人一人の見守り行動が高齢者の暮らしを支える力になってほしいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） たまに一人で亡くなられるというケースもありますので、そのようなことのないようにお願いしたいです。

次に、独り暮らしの独居老人の終活の相談窓口を設置したらどうかと思うのですが、そのような考えはないでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

全国的に見ますと、エンディングノートの配布や終活セミナーの開催など、終活のサポート事業を行っている自治体がございます。当町では、通常業務の中で総合相談窓口として、終の住処となる施設探しや自筆証書遺言で作成された遺言書を、法務局で保管する自筆証書遺言書保管制度等、終活の意味合いが多く含まれた相談に応じているということもあり、特別に終活相談窓口を設置するという予定はありません。

なお、今年度、一般介護予防事業で行います12月の生きがい教室では、知っておけば安心、今からできる終活と、こんなふうに銘打って、葬儀業者による終活準備についてお話ををしていただく予定でございますので、ぜひ多くの皆様にご来場いただきたいと思います。

厚生労働省では、人生の最終段階における医療ケアについて考える日としまして、11月30日を人生会議の日として制定しておりますが、当町では昨年度、生きがい教室や地域ケア会議等で考える機会を持つため、もしバナゲームというカードゲームを通じて、もしものときのために自分が望む医療やケアについて、事前に考えるきっかけづくりの場を提供いたしました。

独り暮らし高齢者の支援は、医療、介護、福祉、住まいなどの様々な分野が連携をし、切れ目のないサポート体制を構築していくことが不可欠でございます。地域包括ケアシステムの理念である、住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生

の最後まで続けるということを実現するためにも、独居高齢者支援を地域全体で取り組む課題として位置づけ、多様な主体が協力し合う体制づくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 誰もが取り残されない御代田町になりますよう、お願いして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告7番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時42分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告8番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（10番 池田るみ君 登壇）

○10番（池田るみ君） 通告番号8番、議席番号10番、池田るみです。

1件目のAEDの普及と活用についての質問に、早速入ります。医療機関以外の場所で、心臓の異常が原因で起こる突然の心停止は、全国で年間8万人以上に上り、6、7分に1人発症しております。日本AED財団によりますと、日本では7人に1人が心臓突然死で亡くなられており、心停止から1分経過するごとに、救命率は約10%ずつ低下するということあります。また、119番通報から救急到着まで、全国平均で約9分かかり、何もしないと助かる可能性は大幅に低下し、命は取り留めたとしても、脳に後遺症が出てしまうこともあります。

このため、周囲の人は胸骨圧迫など心肺蘇生術を続け、AEDによる電気ショックを行うことが望されます。胸骨圧迫を行うことで救命率は約2倍に、さらにAEDを使用することにより約9倍になるということありますが、心停止後のAED使用率は4.1%とのことであります。町内で心肺停止により救急搬送された件数と、救急車到着までにAED使用による心肺蘇生処置が行われた件数は、また課題についてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） では、お答えいたします。

初めに、救急搬送等に係る業務については町消防課が所管する業務ではなく、佐久広域連合消防本部が所管する業務でありますので、本答弁での件数、その他の内容等は同消防本部に調査依頼し、情報提供されたものでございます。これらの統計数値等は、例年広く一般公開しているものではないため、あくまでも参考数値であることをご了承いただきたいと存じます。また調査には時間と労力を要するため、御代田町内での発生事案のみとさせていただきましたので、ご容赦ください。

それからお答えの前に、内容の解釈を容易にするため、用語等について少し説明をさせていただきます。まず心肺蘇生とは、胸骨圧迫と人工呼吸を行うことでございます。A E Dでございますが、英語のA u t o m a t e d E x t e r n a l D e f i b r i l l a t o rの頭文字を取ったものでございまして、日本語では自動体外式除細動器というものになります。心臓が止まる主な原因となる心室細動を、いわゆる電気ショックによりその震えを取り除く除細動を行い、心臓の動きを取り戻す機械でございます。さらに異物で窒息をきたした場合の気道異物除去を併せまして、一般の方が行う一時救命処置としております。また怪我や病気の悪化などにより救急搬送の必要な方を、消防関係では患者さんではなく傷病者と言いますので、ご承知おきください。

ではご質問に対しまして、令和3年から令和5年の事案について、お答えいたします。

心肺停止により救急搬送された件数と、救急車到着までにA E D使用による救命処置が行われた件数でございますが、令和3年は搬送件数が23件で、A E Dが装着された件数は2件です。そのうち除細動が実施された事案はありません。令和4年は搬送件数が28件、A E Dが装着された件数が2件で、このいずれも除細動が実施され、大きな障害がなく退院されたようでございます。令和5年は搬送件数が13件で、A E Dが装着された事案はございませんでした。

これらの心肺停止事案につきまして、目の前で突然倒れたり、心肺停止へ移行したりするのを目撃したと思われる件数につきましては、令和3年が15件、令和4年が18件、令和5年が9件で、目撃のありなしにかかわらず、周りの方による

心肺蘇生が実施された件数につきましては、令和3年が17件、令和4年が14件、令和5年が6件となっております。119番通報の際に、心肺停止と思われるものに関しては、消防本部の通信司令員が必ず心肺蘇生法の行動指導を実施しております。

課題というご質問でございますが、AEDを使用するには、その前提として心肺蘇生を1秒でも早く始めが必要不可欠となります。心肺蘇生を行い、血液内に溶け込んでいる酸素を心臓及び脳に送り続けることにより、除細動の効果を高め、救命のみならず、後遺症を少なくすることにつながりますので、救命処置をしっかりとできることが望ましいと考えられます。

AEDは、先ほどご説明しましたとおり、心臓が停止する前にブルブルと細かく震えている状態に対して、それを取り除く機械であり、除細動が唯一の効果的な方法ですので、早期の使用が重要であります。除細動が1分遅れるごとに、社会復帰率は7から10%低下していくとされています。AEDは、心臓が震えているような状態のときのみ電気ショックを行うようになっているため、心静止のように、心臓の筋肉運動が完全に止まってしまった状態には、電気ショックができないことがあります。

したがいまして、救命講習の受講経験のない方にとってAEDを使用することは高いハードルとなり、使用を躊躇することが考えられます。また、使用には危険を伴う場合もございますので、より多くの方が救命講習を受講され、心肺蘇生とともにAEDを早期に、正しく使用していただくことが望ましいと考えます。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君）　池田るみ議員。

○10番（池田るみ君）　町内でもAEDが使用されたことがあるようですが、国内のAEDの設置台数は、2019年末で65万台と推計され、一般市民が目撃し、傷病者へのAEDの使用は、総務省の公表で2022年は1,229人に上り、多くの命が救われています。

しかし女性への実施率は低いと報告されていて、AEDは素肌に貼るため、女性であると躊躇てしまい、使用されないケースがあるようあります。そんな中、女性傷病者のプライバシー保護を図るため、近年上半身にかぶせる三角巾を附属品として、AEDボックスの中に入れる自治体が増えています。また三角巾は、本来

の目的である止血や骨折を固定するなど、応急手当にも活用ができます。三角巾をAEDの附属品として配備について、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

AEDは、心停止の方の胸部に電極パッドを貼り付けることにより、心電図を自動解析し、必要な場合には電気ショックを行うもので、附属品としてハサミやタオル等がケースに入っている場合があります。ハサミにつきましては、胸をはだける際に衣服を容易に除去できない場合、それを裁断することに使用します。タオルにつきましては、胸部やその周辺が濡れていると、AEDを使用する方が感電したり、胸部以外へ電流が流れたりすることにより、除細動の効果が弱くなる可能性がありますので、水分を拭き取るために使用します。電極パッドは肌に密着させる必要がありますので、貼り付ける際には、アクセサリーや下着の上から貼らないように注意しなければなりません。

女性に対して使用する場合は、プライバシー保護の観点から、肌の露出を最小限に抑え、人目にさらさないという配慮が必要になりますから、パッドを貼った後に胸部を衣服等で隠せない場合は、三角巾を使用することも一案かと考えます。また、怪我による出血や骨折に対する処置にも使用できる場合もありますので、AEDに附属させておくのも良いかと考えます。現在、町内のAEDには三角巾の附属はないようです。

町の施設に設置されていますAEDにつきましては、施設ごとにそれぞれ所管する複数の別々の課によって維持管理がなされていますし、いわゆる公民館等に設置されているAEDにつきましては、各区にて維持管理されていると思いますので、三角巾の配備につきましては、今後、その必要性についてそれぞれの維持管理者にご検討いただく必要があるかと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 今の答弁ですと、各課や管理者で検討が必要ということになりますが、消防課で取りまとめまして購入し、配備をすることはできないのか、お伺いします。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、AEDに関しましては各種団体それぞれの購入によつて実施されていますので、町のAEDにつきましても、所管課は消防課ではなくて、今のところ各課でやっている状況であります。また取りまとめについては、総務課をはじめ各課と検討等をしまして、またやっていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 白い三角巾では肌が透けてしまうことも考えられることから、色つきの三角巾を配備している自治体もあります。また、三角巾の使用方法が書かれたリーフレットと一緒に配備している自治体もありますので、ぜひこの点についても配慮していただき、検討をお願いしたいと思います。

心肺停止はいつどこで起こるか分からぬという点から、AEDが24時間使用できる環境が整っていくことも重要です。町内の主要中学校のAEDは、以前、小学校では保健室に、中学校では職員室に配置されており、休日の部活動や社会体育として学校の体育館を使用しているときに、AEDが必要となった場合、校舎に入ることができないので使用できないと部活動に携わる地域の方から伺い、教育委員会へ屋外の設置を要望しました。現在は、南北小学校では体育館入り口付近の外壁などに、屋外設置用収納ボックスに収納され、設置されております。今後、公共施設のAEDを屋内から屋外の設置に代えていく考え方をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町所有の施設に設置しましたAEDにつきましては、役場庁舎や小中学校、体育施設など12施設に合計13台となっております。このうち池田議員のご提案を受け、北小学校及び南小学校のAED2台につきましては、学校が休みの日や夜間にでも使用できるよう、屋内にあったものを令和5年5月に屋外に移設をいたしました。また中学校につきましては、休日に社会体育施設として開放された場合でも利用ができるよう、屋内ではありますが、体育館の入り口に移設をしているところで

ございます。

総務課が管理しております役場庁舎には、来庁者や職員がもしもの場合に使用できるよう、1階の東側玄関付近と2階の総務課にそれぞれ1台ずつ、2台のAEDを設置しているところでございます。役場では、職員か、あるいは宿直受託会社の社員が24時間常駐しているため、夜間及び休日については総務課に設置をしていますAEDを宿直室に移しまして、いざというときには宿直者が対応できるようにしていかなければと考えております。またほかの施設につきましても、近隣の設置状況などを含めた総合的な考え方で、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 役場についてはAEDを宿直室に移すということで、24時間必要となったときに誰もが借りることができるようになりますが、ほかの施設については、小学校への屋外設置後1年がたちます。利点や問題点などがあったかななどを情報共有していただきながら、検討いただきたいと考えております。

AEDの耐用年数は6年から8年と言われており、買取では耐用年数の期限には更新が必要です。また電極パッドやバッテリーなど、使用期限のある消耗品については交換の必要があったり、保守点検も行わなければなりません。令和6年度の当初予算では、役場庁舎内の買取で設置をしているAED2台を、リースで更新する費用が計上されております。町が設置しているAEDは、現在、買取による設置とリース契約による設置の状況はどのようにになっているのか、またリース契約によるメリットはどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

AEDが普及され始めた頃は、ほとんどが買取による設置でしたが、現状は13台のうち11台がリース契約によるものとなっております。また残りの2台につきましては、こちら役場の庁舎のものであるんですけども、6年度中に更新することになっておりまして、更新にあたってはリースに切り替える予定で、予算計上をしているところでございます。

次に、リース契約のメリットについて、お答えをさせていただきます。

これまでの買取の場合は電源パッドやバッテリーなど、消耗品の管理が行き届かない場合も見受けられておりましたけれども、リース契約であれば、リース会社が行う定期的なセルフテストの結果から、消耗品の交換を業者が実施するため、いつでも安心して使用できる状態となるよう、適切な管理が行われるといったメリットがあると思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 本年度で、全てのAEDがリース契約に変わることで理解をいたしました。

町のホームページのAEDマップを見ますと、公民館や世代間交流センターなどへのAEDの設置はまだ少なく、地区の中で民間での設置を含めても、AEDがない地域もあります。区が公民館などにAEDを設置する場合、AEDを購入するとなると高額となることから、コミュニティ助成事業や自主防災組織活動育成事業補助金を利用して、設置していることが多いのではないかと思います。コミュニティ助成事業や自主防災組織活動育成事業補助金による、AEDの設置の現状と課題をお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） コミュニティ助成事業について、お答えいたします。

コミュニティ助成事業を活用した導入につきましては、これまでに平和台区、一里塚区、豊昇区、馬瀬口区の4区がAEDを整備しております。また課題については、AEDの導入や利用に関して、それぞれの区から要望等を受けたことはございません。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 私のほうからは、自主防災組織活動育成事業補助金を活用しましたAEDの設置について、お答えをさせていただきます。

自主防災組織活動育成事業補助金は、平成29年度から補助事業を開始しまして、これまで自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入等に対し補助をするため、

毎年予算計上をしてきたところでございます。AEDにつきましては、要綱に定めております防災資機材の中の応急資機材として補助対象品目の中に含まれているものの、これまで補助金の活用はございませんでした。こちらは、AEDが高額であることや、コミュニティ助成事業に比べ本事業の補助率が2分の1と、低いことが要因であると考えられます。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） コミュニティ助成事業では4区ということでしたが、AEDは耐用年数の期限で更新の必要があり、更新に当たり新しいAEDを購入する場合、またコミュニティ助成事業が受けられるとは限らないと思います。そして、自主防災組織活動育成事業の補助金の場合は利用がないということでしたが、自主防災組織が結成されていない区は利用ができませんし、費用の2分の1は区が負担することとなります。

そこで、町が各区の公民館や世代間交流センターにAEDを設置することはできないでしょうか。隣の軽井沢町では、令和6年度当初予算に各公民館にリースによるAEDの設置費用が計上され、今後設置が進んでいくようあります。また、AEDは24時間使用できるよう、屋外収納ボックスの費用も含めての予算となっているということあります。各区の公民館や世代間交流センターへ、AEDの設置の考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

公民館や世代間交流センターにAEDが設置されている区は、現在7区ございます。7区は馬瀬口、一里塚、栄町、平和台、児玉、面替、豊昇でございます。また設置されていない公民館等につきましては、これ以外の10区となっているところでございます。

佐久広域連合消防本部で実施をしています救命講習会は、心肺蘇生とAEDの使い方、怪我の手当を習得していただけるよう、開催をしているところでございます。先ほど消防課長からの答弁でもありましたとおり、実際の救命に当たってはAEDの使用と合わせ、適切な心肺蘇生法の併用が非常に大切であり、有効であると伺っ

ております。まずは佐久広域連合消防本部と協力し、救命講習会の積極的な受講を進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 本当に救命講習会も非常に大切であります。しかし、先ほども少し触れましたが、消防署から遠く、救急車の到着に時間がかかる地域で、AEDの設置のない区もあります。このような地域への、何か支援はできないでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

御代田町内の居住地というのは、わりと他市町村と比べてもコンパクトに収まっているのかなというところではありますけれども、やはり救急車の到着時間等も違ってきてているような状況もございますので、そういった点も総合的に検討させていただきまして、今後、この講習を進めていけて、普及できるような状況になりましたら、そちらのほうも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 令和3年版救急救助の現況によりますと、救急隊が到着後に電気ショックを行った5,825例中、1か月後に社会復帰をした方は1,082名の18.6%でしたが、住民が救急隊の到着前に電気ショックを行った1,092例中、1か月後の社会復帰率は479名で、43.9%と約2.4倍となっております。傷病者の大切な命を救い、社会復帰ができるためには、心肺蘇生とAEDの使用によって止まってしまった心臓と呼吸の動きを助ける救命措置を、その場に居合わせた方が行なうことが大切です。

しかし、突然傷病者を目の前にすると、救命措置を行うことができない場合もあるのではないかでしょうか。そこで、救命講習で知識と技術を身につけておくことが必要です。御代田消防署では、5名以上の申し込みにより随時救命講習会を行っておりますが、受講状況をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えいたします。

消防本部の各消防署で主に実施している救急法講習は、3時間以上の時間をかけて心肺蘇生法、AEDの取り扱い、大出血時の止血法、異物除去法等を学ぶと終了証が交付される普通救命講習と、短時間でその一部のみを行いますその他の講習がございます。

それぞれの受講状況につきまして、過去3年の実施回数及び受講者数をお答えいたします。

まず成人を対象とした普通救命講習については、令和3年度が6回で133名、令和4年度は5回で42名、令和5年度は14回で257名です。小児、乳児、新生児を対象とした普通救命講習は、令和3年度が1回で7名、令和4年度は実施なし、令和5年度は3回で33名です。またその他の救命講習につきましては、令和3年が4回で66名、令和4年が4回で105名、令和5年が8回で185名です。

令和5年度から実施回数及び受講者数が増えた背景として、令和4年までは新型コロナウイルス感染拡大のため受講希望が少なかったことと、消防署でも感染予防のリスク管理のために講習を実施しない時期がありましたが、令和5年に新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが2類相当の感染症から5類感染症へ移行されたことにより、受講希望者及び実施回数が増加したものと考えられます。

病院の外で心肺停止となった傷病者のうち、最も救命できる可能性が高いと考えられるのは、倒れた瞬間を誰かに目撃されていて、心疾患を原因とする心肺停止であります。さきの答弁で申しましたとおり、AEDを正しく使用し、社会復帰率を上げるには、効果的な心肺蘇生が重要となります。昨年度から、佐久広域連合消防本部の全消防署において、普通救命講習が定期開催されるようになり、1人でも気軽に受講を申し込めるようになりました。今年度、御代田消防署でも2回実施されることとなっておりますので、AEDの施設とともに、救命講習を受講される町民の皆さんのが増加し、1人でも多くの救命につながることを期待しております。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 御代田消防署では、昨年から救命講習の定期開催をしており、5人集まらなくても個人で参加ができるようになりました。町民の方が参加をする機会も増えております。しかし、実際に参加するとなると予定が合わなかつたり、

受講したいができない方もいるのではないか。どうでしょうか。

神奈川県愛川町では、動画、救急救命士が教える心肺蘇生法の流れを作成し、ホームページで配信し、動画を見ながら心肺蘇生の練習ができるようになっております。当町でも救命講習会に参加ができない方が動画を見ながら練習ができるよう、救命講習の補完として動画の配信をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） 先ほども申しましたが、救急搬送とともに救命講習については佐久広域連合消防本部のほうで実施しておりますので、今この場で私のほうでなかなか実施しますというふうに、すぐにお答えすることはできませんけれども、動画につきましては、総務省消防庁のほうのホームページのほうに、やはり救命講習の部分がありまして、そちらから救急法の動画をご覧いただけますので、広報誌等にリンク等を張る等の検討はできると思いますので、今後検討したいと思います。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 町は独自にAED設置マップや設置一覧を作成し、ホームページに掲載をしておりますが、暮らしのカレンダー令和6年度版に掲載のある、豊昇地区世代間交流センターの掲載がなかったり、昨年設置位置を変更している小中学校は、南北小学校が保健室、中学校が職員室と、以前の設置場所のままなど、更新されていない箇所があります。1分1秒を争うとき、この一覧の設置位置にAEDがないと慌ててしまい、AEDを探し出すのに時間がかかってしまいます。

AED設置マップや設置位置一覧の更新は、新たな設置や設置の変更の都度行う必要があると考えますが、更新についてどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えいたします。

現在、町のホームページにて町内のAED設置施設につきまして、一覧及びマップを表示できるようにしてございます。まず一覧は、町の施設と公共施設、他の民間施設で分けております。町及び公共施設につきましては、町民の多数がその

所在を知っておりますので、優先的に確認ができるようになります。表示内容は施設名、住所、電話番号ですが、一覧の下部にあります P D F ファイルを開いていただきますと、前述の表示内容に加えて設置位置、設置台数、貸し出し時間、貸し出し方法等も確認できるようになっています。また、一覧の下部には、町内の A E D 設置マップを表示してございます。

スマートフォン等の携帯端末でホームページにアクセスをしていただき、マップを表示した場合には、位置情報のオンより自分の位置も表示できますので、一番近くの A E D を探すことができるとともに、該当の場所をクリックすれば、先ほどの詳細情報も確認可能となっています。小学校を除く多くの施設が屋内の設置であり、使用できる曜日や時間帯が限られるため、御代田消防署の協力の下、各施設に確認を行い、ホームページの内容も更新していましたが、昨年度は確認作業が実施できていないため、現状と異なる情報もございます。

現在、A E D の管理・運営は設置組織や販売業者に委ねられており、その設置に関する情報の登録も善意による任意のものとなっておりますので、日本救急医療財団をはじめとする各種団体が公表しているものにつきましては、設置者の了解を得られたものに関してのみ検索できるようになっています。町ホームページの情報を更新するに当たり、新規設置施設や変更内容につきましては、これらを参考にして公表の再確認や使用条件の問合せを行う必要がありますが、A E D の設置情報は重要ですので、できるだけ早急に更新を実施していきたいと考えております。

ただし、今後、A E D 設置施設の増加及び、先ほどの登録状況から全ての施設を 100% 網羅することは不可能であると考えられますので、公共施設を主として最新情報を提供してまいります。その点につきましては、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） いざというときに A E D がどこに設置してあるかが分かる、スマートフォンのアプリも幾つかあります。町独自の A E D マップや一覧もありますが、アプリの活用を推進してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

AEDのアプリにつきましては、一般財団法人日本救急医療財団が提供している財団全国AEDマップや、日本全国AEDマップ事務局が提供している日本全国AEDマップなどのほかに、各種団体や民間で提供している救急アプリから検索ができる多数のアプリがございます。緊急時に検索することはもちろん、日頃からマップにて自宅や勤務先近くのAED設置場所を確認したり、観光等で出かける際の目的地のAED設置箇所を確認するなど、事前に情報として取り入れていくことも有用と考えますので、登録台数が多く、公共性が高いアプリやホームページにつきまして、町のホームページからアクセスできるようにリンク先を貼り付けたり、町広報誌においてAEDアプリの情報を掲載するなどして、AEDマップが活用できるような補足を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 尊い命を救えるよう、ハード面・ソフト面の環境整備が進んでいくことを願いまして、次の質問に入ります。

2件目のマイナンバーカードの利用促進について。マイナンバーカードの申請交付は、当初町民課の住民係が行っておりましたが、令和4年10月に町民課内にマイナンバー推進係を新設し、職員3名で対応、仕事等で開庁時間内に来庁できない方のために時間外窓口、休日開庁を行ったり、エコールみよたや公民館へ出張しての申請を行うなど、取り組んできました。そして、令和6年1月にはマイナンバー推進係は住民係に統合され、住民係で引き続き申請、交付を行っておりますが、令和6年3月をもって時間外開庁は終了となるなど、普及が進んでいるように考えます。マイナンバーカードは令和6年5月12日現在、全国で9,924万7,589枚を交付、約79.1%の交付率となっておりますが、当町のマイナンバーカードの申請、交付状況をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、住民係で申請・交付の事務を行ってまいりましたが、普及が進んでいないことから、令和4年10月に

マイナンバー推進係を新設いたしました。普及促進を図るため、出張申請や土曜日の休日開庁、時間外開庁など交付率の向上に努めてまいりました。令和5年9月でマイナポイントの付与が終了したこともあり、申請率、交付率の推移が横ばいになってきたことから、令和6年1月にはマイナンバー推進係を廃止し、マイナンバー推進係新設以前同様に、住民係で申請及び交付事務を行っています。5月31日時点の申請・交付状況につきましては、申請件数で1万4,051枚、申請率86.6%、交付枚数1万2,507枚、交付率77.1%となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 政府は2023年12月22日、現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止することを盛り込んだ政令を閣議決定いたしました。保険証の新規発行をやめ、マイナンバーカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証へ、移行を促します。経過措置として、廃止後1年間は現行の保険証をそのまま使用でできます。また、マイナンバーカードを取得していない方へも、保険者が資格確認書を発行いたします。保険証の廃止まで6か月となりましたが、マイナ保険証への移行までのスケジュールをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は本年12月2日に廃止されることになります。健康保険証の廃止後につきましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方、例えばマイナンバーカードと保険証機能が連携されていない方、こちらにはマイナンバーカードを持っていない方を含みますが、そのような方の場合には、資格確認書により被保険者資格を確認することとなります。

なお当町では、本年7月31日に有効期限が満了する被保険者の方へ、令和7年7月31日までを有効期限とした従来の健康保険証を送付いたしますが、この健康保険証につきましては改正法の経過措置によりまして、本年12月2日の廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで、ご使用いただくことができます。また、令

和7年7月31日以降もマイナ保険証を保有されていない方には、お手元にある健康保険証が使えなくなる前に申請いただくことなく、資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができる予定となっております。

ただし、マイナ保険証の本格運用後の手順につきましては、まだ具体策が示されておりませんので、今後につきましては不明確な部分が多くございます。マイナ保険証につきましては、今後、国からの情報提供があるものと思いますので、町民の皆様には、広報や町ホームページ等を通じて、情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） マイナ保険証を保有していない方へ、健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱いについて、従前の方針案では問題があり、対応案が出されていました。従前の方針案では、原則、本人の申請に基づき交付から、対応案ではマイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付するとなっていました。答弁でも対応案の申請によらずということで、進んでいることが分かりました。

また、要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者になる支援を受けて受診をする際、マイナ保険証での受診が難しい場合は、対応案ではマイナ保険証を保有していても、申請により資格確認書が交付され、要配慮者について継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付とありますが、その点についてはどのようにになっているのか、分かればお願ひいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者が、申請により資格確認書を交付された場合は、その後の更新については職務権限によって交付をしていくと、そういう予定になっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） デジタル庁に、任意で給付金等の受け取りのための預貯金口座を登録する、公金受取口座登録制度があります。公金受取口座を登録していただくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座の情報の掲

載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。また、年金・児童手当や幅広い給付金等の支払事務に利用できるものであります。しかし、給付金等をオンライン申請するためにはシステムが必要ですが、各自治体が独自にシステムを開発するには、時間も費用もかかります。

そこで、デジタル庁は、本年2月に自治体による給付金等の申請から振り込みまでの手続きを、全てデジタル化するための共通システムを提供する給付支援サービスを開始いたしました。この共通システムを導入することにより、町民はマイナンバーカードとスマートフォンがあれば手軽に申請ができるようになり、行政の事務処理の負担軽減も期待ができるものであります。今年度110を超える市町村が利用予定となっておりますが、当町では、この給付支援サービスの導入についての見解をお聞きします。

○議長（荻原謙一君）　内堀企画財政課長。

（企画財政課長　内堀岳夫君　登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君）　お答えします。

給付支援サービスはデジタル庁が整備を進める住民と自治体の双方が、給付金の申請から給付までのプロセスをデジタルで完結させるサービスであり、デジタル化することにより迅速かつ効率的な給付が期待されております。申請者のメリットとしては、マイナンバーカードとスマートフォンがあれば給付金の申請が可能となることにより、申請書の記入や添付書類が省略できることが挙げられます。給付側のメリットとしては、システムを用いて給付内容の審査を行えることにより、より効率化や、紙で受けた申請書の転記作業や再確認等もないため、事務処理負担を軽減できることが挙げられます。

給付支援サービスの導入に当たっては、主に国の地方創生臨時交付金の給付支援サービス枠、こちらを活用することになります。導入を希望する市町村のうち、デジタル庁が先行した市町村に対し、給付支援サービスの初期導入費用と利用料が支援されます。給付支援サービスの初期導入と設定に係る費用は、税抜きで一律189万円であり、運用保守・回線使用料等の利用料については、人口規模により変動するとされております。

また、地方創生臨時交付金の給付支援サービス枠の交付限度額に含まれる費用は、初期導入費用等3か月分の利用であります、4か月以降は各市町村で負担するこ

とになります。なお、令和6年度の申請につきましては3月に終了しており、現時点では令和6年度の再募集は予定されておりません。そのため、町としましては、現在実施をしている給付金事業の給付状況や費用面、それから御代田町と人口規模が近い市町村の導入事例などを踏まえまして、令和7年度以降の導入について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 役場窓口の申請では、住所や氏名などを書かなくてはならないことから、高齢者の方などから時間がかかってしまうなど、書くことが大変という声を伺います。2023年5月、総務省は、地方公共団体における行政改革の取組を公表いたしました。筆頭に掲げられたのが窓口業務改革で、行政手続は対面の紙申請から非対面のオンライン申請にシフトするとともに、非対面のオンライン申請では対応が難しい住民を中心に、対面でも書かない申請をすることが求められる中、書かない窓口が進み、窓口業務改革の動きが多く見られるようになったと述べられています。

書かない窓口とは、マイナンバーカードを専用の機械で読み取ることにより、各種申請書に住所や名前、生年月日が自動に印刷される仕組みです。住民票や戸籍証明書の交付、転入届などの申請書類を記入する負担を減らし、円滑な手続ができます。町民の利便性向上や職員の業務の効率化につながる書かない窓口の開設についての見解を伺います。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 書かない窓口については、国の進めます自治体情報システムの標準化・共通化との兼ね合いもあるため、導入は標準化への移行が完了します令和7年8月以降として現在検討を進めている状況でございます。書かない窓口の手法も幾つかあり、町民の皆さんのが窓口等に設置しました端末でマイナンバーカードの情報を読み取り、申請を書くことなく印刷して提出する方法と、マイナンバーカードを読み取った情報が自治体情報システムに連携することで、職員が手打ちする必要もなくスムーズに手続きができ、課を横断するような横展開も容易となる方法がございます。

現在、後者の方法での導入が町民・職員双方にメリットがあるため、総務課情報防災係を中心に調査・検討を進めております。また、デジタル田園都市国家構想交付金の対象にもなる事業であるため、交付金獲得に向けて実装事例など情報をあわせて周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 本定例会の町長の招集挨拶の中で、デジタル実装計画策定支援事業について採択されたとありましたが、その中では、書かない窓口についても検討されているのか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 書かない窓口を実装するに当たり、デジタル田園都市構想交付金の獲得を目指すということにしておりました。情報防災係で情報収集を集める中で、デジタル実装計画策定支援事業の存在を知りまして、町長の招集挨拶でも触れさせていただいたとおり、申請を上げ、採択となったところでございます。この支援事業の中で、御代田町の課題の整理分析やサービスを具体化し、実装計画を策定していくわけでありますが、その中に書かない窓口も含めて進めていくということにしております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 導入自治体を見ますと、本当に書かない窓口の方法もいろいろな方法があります。町民の皆さんと職員の皆さんのが負担軽減と業務の効率化となる、書かない窓口の導入につながるような検討を期待いたしまして、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告8番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時26分）

（休 憩）

（午後 2時40分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告 9 番、内堀喜代志議員の質問を許可します。

内堀喜代志議員。

(13番 内堀喜代志君 登壇)

○13番 (内堀喜代志君) 通告番号 9 番、議席番号 13 番、内堀喜代志です。

一般質問の最後となりましたが、お疲れのところではありますが、精一杯質問しますので、しばらくお付き合いください。

それでは、一般質問の本題に入ります。1件目は、町消防団の人員と活動についてであります。一昨日行われました消防ポンプ操法大会では、優勝した第7分団につきましては、日頃の訓練の成果の賜物であると考えます。また、他の分団につきましても、生業を持ちながら、早朝や夜に訓練に励まれたこと、敬意を表します。消防団の活動は、火災はもとより、台風、大雨などの風水害時に地域住民の生命・財産を守る崇高な活動であり、出動人員の確保が活動内容に大きく影響します。町では、人員確保のための待遇改善を行ってきましたが、人員の推移と待遇改善の効果をお聞かせください。

○議長 (荻原謙一君) 古越消防課長。

(消防課長 古越淳司君 登壇)

○消防課長 (古越淳司君) では、お答えをいたします。

消防団員数の推移につきまして、令和元年度から本年度の、年度当初における団員数を報告させていただきます。令和元年度は 287 名、2 年度は 270 名、3 年度は 278 名、4 年度は 241 名、5 年度は 235 名、6 年度は 219 名で、本日現在 221 名となっております。分団長以上の幹部の任期が 2 年間でありますと、その切り替え時期に退団する団員が多く、それに比べて入団者が少ないため、減少傾向となっております。

令和 4 年度から消防団員の待遇改善のために、消防団員への報酬のうち年額報酬を大幅な増額とし、分団を運営する上で必要となる経費に対しまして、各分団に補助金を交付し、個人からの徴収をしなくても済むようになっておりますが、それにあわせて報酬を個人支給としたため、活動実績のない団員が退団することとなり、本来の実人員となったことにより、大きな人数減となっております。また、仕事の都合や健康面での要因で退団された団員も、一定程度おりました。

出動報酬につきましては、団員の待遇改善の観点から、昨年の 9 月議会におきま

して条例改正を行い、災害に対する出動報酬を1日最大8,000円、その他の出動を4,000円とするなど、全国の基準に合わせた額へ増額し、昨年度10月以降の後期出動分から増額にて支払いを行っております。以前の出動報酬は、出動の種別、時間に關係なく、1日1回1,000円でございましたので、大きな待遇改善策になったと考えられます。

しかし、これらの待遇改善策はまだ実施から間もないため、団員以外の方に対しましては浸透しておらず、目に見える大きな効果は得られておりませんので、今後、町ホームページや広報誌にて、待遇改善につきまして広報を継続してまいりたいと考えております。その他の待遇改善策としましては、数年前から個人装備の充実を行っております。具体的には、冬に着用する防寒衣、つま先強化芯及び踏み抜き防止が入った安全長靴、ケブラー製の災害対応手袋、夜間活動用のヘッドライト等を、全団員の分を貸与しておりますので、これらについても周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君）　内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君）　消防団の団員数の減少については待遇改善が始まって間もなくですので、これから待遇改善の効果があるような人員配置になることを期待します。それと、あわせて消防団の活動の中で、日頃の訓練、ポンプ操法の大会の前は盛んに訓練されたと思うんですが、日頃の訓練の状況なんかはどんなになっているか教えてください。

○議長（荻原謙一君）　古越消防課長。

（消防課長　古越淳司君　登壇）

○消防課長（古越淳司君）　お答えいたします。

令和5年度の主な活動につきまして、事業計画に基づいて全体で実施されたものとしましては、規律訓練及び新入団員研修、消防ポンプ操法大会及びそれに向けた訓練、中継送水訓練及び機関員講習会、年末警戒及びそれに伴う特例巡視、出初め式などがございます。また、分団長以上の幹部が参加する訓練等もございます。各分団においての活動につきましては、定期的に実施しているポンプ及び資機材の点検、春と秋に実施している消火栓や防火水槽の点検、火災予防運動期間中の積載車による広報、各区の防災訓練への参加やどんど焼きの警戒などがございます。

団全体で行う各訓練や行事等につきましては、団員の負担軽減のため、その必要性や内容の精査を行い、時間短縮や合理的かつ効果的になるよう考慮して実施しております。ポンプ操法大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時中断しておりましたが、ポンプ操法には火災防護に対する知識・技術・危機管理などの要素があり、それに向けた訓練により火災現場で安全・確実・迅速に活動を行うことができるようになること、また、その他の中継送水訓練等の年1回実施する訓練では、反復継続しての訓練とならず、知識・技術の習得が難しいとの観点から、御代田町はもとより、佐久地域の各市町村でも再開されております。

しかし、以前からこの大会に向けた訓練が、団員の大きな負担となることが指摘されておりますので、過剰にならない中で、最低限の技術は習得できる程度としておりますが、個々の分団により団員の状況も異なりますので、分団の自主性も尊重しております。各分団とも平均年齢が高くなりつつありますし、団員数の減少や仕事の都合により選手の確保に苦慮している分団もありますので、合同チームでの参加も可能しております。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君）　内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君）　少ない団員の中で、減少する団員の中で年間を通しての日頃の訓練ということで、町民の安心・安全を守る上での、崇高な思いの活動には敬意を表します。

それにもまして、消防団はやはり人数が勝負です。団員に向けた方策についてどのような方策があるか、お尋ねします。

○議長（荻原謙一君）　古越消防課長。

（消防課長　古越淳司君　登壇）

○消防課長（古越淳司君）　お答えいたします。

昨年、6月議会での黒岩議員の一般質問でも答弁させていただきましたので、重複する内容もございますが、ご容赦いただきたいと思います。団員数の減少につきましては全国的な問題となっており、火災対応に限らず、大規模災害時の対応につきまして、消防力の低下が危惧されております。年頭に発生しました能登半島地震の際には道路が寸断され、消防車両や警察車両をはじめ、重機等も、家屋倒壊や土砂災害の発生場所へ到着できない事案が多数ありました。

また、輪島市で発生した大規模火災につきましては、同様の理由に加え、水道管の破損により消火栓が使用できなかったり、普段は水が流れている河川や用水も破損による漏水で水利として使用できなかったりしたため、延焼が拡大してしまったとのことです。大規模な自然災害が発生した場合は、消防署等の常備消防の対応能力を遥かに超えた規模となりますし、常備消防自体や職員も被災し、消防力の更なる低下を招きます。大規模災害の直後は自助・共助が重要であることは、周知の事実であります。

そこで必要となるのが、自主防災組織や消防団の力であると思われます。初期の災害対応は、マンパワーが大きければ大きいほど有効であると考えられますし、消防団員は地元の地理には明るいことに加え、住民に関する情報も多く持っておりますので、自主防災組織と連携し、初期の災害に対応できると考えられます。そのためには、団員数につきまして一定程度の規模が必要であり、その数を維持することが重要であるため、団員勧誘を進める必要がございます。

団員の勧誘につきましては、かつてから各分団において対面による地道な勧誘活動が行われてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、それを行うことができなくなってしまいました。昨年度から徐々に、以前のような分団による勧誘活動や、龍神まつり、商工フェスティバルにおきまして団員勧誘ブースを設けさせていただいて、幹部による勧誘活動を行いました。各分団による勧誘の声かけを手助けするためのチラシ、詰所外部へ掲示する横幕、積載車へ貼付するマグネットなどを配布し、また1年間以上にわたり、町・広報誌へ消防団の紹介記事の掲載を行ってきました。

さらには、議員の皆様や区長の皆様の一部でございますが、勧誘活動を行っていただいております。少しずつではありますが入団者もおりますが、入団者より退団者数が多いのが現状であります。今後もこれまでの勧誘活動を継続していくますが、一朝一夕に効果が現れるものではございませんので、新たな方策も検討してまいりたいと考えます。

具体的な方策として、まず一つは、信州消防団応援ショップ事業の周知であります。県が主体で実施している事業でございますが、概要は、登録いただいた店舗や施設を利用する消防団員とそのご家族に対して、割引やサービス等の特典をご提供いただくことで、消防団員の加入促進やさらなる活性化を図り、地域防災力の強化

につなげていくことを目的としています。現在、全消防団員に信州消防団員カードを配布しており、応援ショップで提示すると、それぞれの店舗ごとの特典やサービスを受けることができます。

これらは、長野県内であればどちらの応援ショップでも使用可能あります。店舗・施設においても、新たな顧客の拡大、社会貢献としてのイメージアップ、店舗PRのチャンス等のメリットもございます。現在、御代田町内の登録店舗は7店舗にとどまっており、商工会をはじめとして、各種事業者団体等へ登録のご案内をしたいと考えております。応援ショップの詳細については、長野県のホームページから検索できますので、これらを団員へ周知し、利用促進を図っていきたいと考えております。

また、広報の内容を充実させ、魅力ある消防団の姿を発信するには、新たなチラシや動画を作成し、若者に興味を持っていただくことが必要であると考えております。それには、団員自身の観点を取り入れ、団員主体の広報が有用であると考えますので、広報部員等を募るなど、新たな方策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君）　内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君）　今、答弁にありましたように、基本的には消防団員の募集は主体的には各分団の分団長を中心とした、それぞれ区の役員ですとか自主防災組織だとか、そのようなところを利用しながらやっていくことが一つであります。これはこれで、地道に続けていただきたいと思います。

それとあと2点目にあった、消防団員カードを利用した応援ショップですけれども、長野県に登録したお店とか、御代田だと7店舗ぐらいしかないというような状況ですので、それを充実するのは当然ですけれども、家族の協力なくして消防団員にお父さんが出ていくというのは、なかなか難しい話が片一方ではありますので、これは本当に提案ですけれども、例えば、ツルヤの割引が10%あるとか、大型店舗でそれを割り引くと10%と。

応援ショップで、例えば飲食店での割引というと、多分消防団員のお父さんが助かるだけだと思います。それが、例えば大型店舗のツルヤだとか西友だとか、御代田でいうとそういうところでの割引なんかが、町のほうである程度の予算を確保して助成策なんかも取りながらやっていただければ、それはそれでひとつ家族の応援

もあるので、お父さんたちの消防団員への加入も促進できるかと思いますので、これはぜひ提案ですので、来年度以降、また考えていただければ助かります。

次の質問に入ります。件名は、農業の目指すべき在り方についてであります。これまで地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくするように、農地の集積化等の取組を加速することが喫緊の課題です。これまで、地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合い、作成する地域計画策定の状況と、本年度の予定をお尋ねします。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） お答えいたします。

農業の将来の担い手を定める計画として、これまで、人・農地プランにより地域での意識醸成やその体制づくりを進めてきましたが、将来の農地利用の姿を明確化するため、昨年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、市町村において地域計画を策定することが義務づけられました。これは、全国的な高齢化の進行や農業者の減少により、農地の耕作放棄や荒廃など、農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地の有効活用や効率的な農業経営を図り、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約に重点を置き、農地利用の適正化を進める計画です。

地域計画は、農振農用地を中心に、地域の農業を持続させていくための方針と、農地一筆ごとに将来の担い手となる農業者の計画を立てていきます。昨年度から、町内を9地区に分けて、町、農業委員会との協働により、各地域の農業者や、既に組織化されている中山間営農事業組合、多面的機能保全組織、農協などの農業者団体と協議を進めています。現在は、残り4地区の取りまとめを進めていて、今年度は協議した結果から現状を取りまとめ、10年後の状況について目標地図を作成します。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 地域計画の今年度末の策定目的ということですけれども、地域計画の根幹の農用地などの保全と農業の目指すべき在り方について、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） お答えいたします。

農振農用地を定める農業振興地域整備計画は、農業者の担い手の状況と、これまでの土地改良事業などの施設整備の状況を踏まえ、おおむね10年後を見通し、御代田町の農業振興の方向を明らかにする計画です。当町の農業振興地域整備計画は、昭和46年度に策定後、平成元年度と平成9年度に見直して以降25年が経過し、この間、社会情勢や農業環境も大きく変化しているため、令和3年度から令和5年度までの3か年で総合的な見直しを行いました。

これにより、農振農用地の面積は750.3haから715.4haと34.9ha減少し、優良農地の保全確保について、町の方針を示しました。ただし、農振農用地内の農地であっても形状が不成形であったり、農業用かん水が整備されていなかったりするなどの理由により、担い手農業者が耕作をためらう事例もあります。農用地のこうした課題について、高収益作物の導入などによる課題解決を進めることや、今後担い手に対して利用集積を推進し、有効活用を図っていく必要があることから、町、農業委員会、農協、農地中間管理機構などの関係機関と連携し、地域計画等の施策を活用するなど、集積・集約化を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 農用地の保全、これは非常に大切なことであって、高齢化に向けて先々人口減少になるであろうから、残すべき農用地は残すと。残さないところは、町全体の土地利用の考え方の中での、いろんな位置づけがあるかと思います。今後、地域計画がどのような形になるかどうか、またそれをしっかりと見守りながら、ぜひ優良農地の保全に努めていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告9番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3 時 0 3 分